（様式第１号）

公募要領に対する質問・回答書

公告番号	技第 383 号
件　　名	岡山県土木部業務支援ＡＩサービス導入・運用業務の公募
質問事項	・実績提示について、自治体名が特定できる記載の箇所は伏せた形での提示でも問題ないでしょうか。また、提出する契約書等についてはあくまで本業務の実績照会にあたっての証跡用としての用途のみで、公開しない前提という理解でよろしかったでしょうか。
回答	・実績提示について、自治体名を伏せた形での提示で問題ありません。 （例:知事、市長等、部分的に確認ができれば問題ありません。） ・公募要領4(2)申請書類等の取扱い（11ページ）に記載のとおり、申請書類等に記載された個人情報は、委託業者の選定、審査その他の手続を実施する目的以外に、応募者に無断で使用いたしません。なお、公文書開示請求により開示請求があった場合も、岡山県行政情報公開条例第７条第３項に該当すると県が判断した場合は、開示いたしません。 岡山県行政情報公開条例第７条第３項【抜粋】 (公文書の開示義務) 第七条　議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 ・・・・（略）・・・・ 三　法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ロ　違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ハ　イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの